

議案第 9 3 号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 岩倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。